

義務占用物件とは(その2)

道路局路政課道路利用調整室

(翌日の朝。道路法解説を読みながらうなづいている大野係員)

坂上係員

どうしたの？朝からそんなうなり声をあげて。

大野係員

昨日の義務占用物件について勉強していたんですけど、なかなかわからなくて。

坂上さんは、昨日課長がおっしゃっていた「義務占用物件とその他の占用物件とは、なぜ違うのか」ってわかりますか。

坂上係員

(ドキッ。そんなこといわれても私もなんとなくしからなわいわよ。)

じゃ、最初から整理してみましよう。まず、義務占用物件の規定については、道路法第三十六条に規定されているわよね。

大野係員

そうですね。第一項では、工実施の一月前までに、あらかじめ工事計画書を道路管理者に提出しておかなければならないとされていて、

第二項では、当該申請に係る道路の占用が第三十三条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならぬとされています。

ここで、ひとつ疑問なんですけど、一般の占用物件については政令で定める基準以外に、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであることも要件になっていると思うんですけど、義務占用物件については、この規定は要件になっていないってことになるんですか。

坂上係員

いわゆる無余地性の問題ね。確かに法律での要件とはされていないけど、電柱や水道管などの物件ごとに、政令で定める基準の中に、例えば「道路の敷地外に、適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。(※)」と規定されているから、全く要件になっていないわけではないわね。

※ 道路法施行令第十一号(電柱、電線又は公衆電話所の占用の場所)

一 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。

その他、第十二条第一号、第十二条の三第二号等において同様の条文が規定されている。

大野係員

なるほど、義務占用物件であっても、無余地性の判断は道路管理者が判断する問題であるということですか。

坂上係員

そうですね。あとは、何か規定があるかしら。

大野係員

施行令第九条で占用の期間について規定されていますね。義務占用物件は期間が十年とされていますけど、それ以外は期間が五年とされています。

坂上係員

ほかには？

大野係員

えっ、あと何かありましたっけ。

坂上係員

道路法には規定されていないけれど、駐車場の規定に基づく路外駐車場や石油パイプライン事業法の規定に基づく石油パイプライン事業の用に供する石油管については、それぞれの法律にさっき言った道路法第三十六条と同じ様な規定(※)があるのよ。

※ 駐車場法第十七条第一項

都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下の占有の許可の申請があった場合においては、当該占有が道路法第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者は、これらの法律による占有の許可を与えなければならない。

※ 石油パイプライン事業法第三十五条第二項

道路管理者は、石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二條第一項又は第三項の規定による道路の占有の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占有が同法第三十二條第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならない。

大野係員

(道路法令総覧を確認しながら)

あつ、ほんとだ。でも、道路法施行令第九条の占有の期間で石油パイプラインは十年の規定がありますけど、路外駐車場はないですけど・・・。

坂上係員

それは、路外駐車場は義務占有物件だけど、占有の期間は五年だってことよ。

大野係員

へえ。

渡邊課長

あと、それ以外に通達等で義務占有物件に準じた取扱いとされているものもあるんだよ。

坂上係員

あつ、課長。(それ、私がいまから説明しようと思つてたのに。)

PHSの無線基地局や有線テレビジョン放送施設などがありますよね。

○ PHS無線基地局

「PHS無線基地局の道路占有の取扱いについて」(平成七年一月二十六日付け道路局長通達)

○ 光アクセス装置

「柱上設置の光アクセス装置の道路占有の取扱いについて」(平成七年三月十五日付け路政課長通達)

○ WLL方式無線装置

「WLL方式の導管に伴う無線装置の道路占有について」(平成十年七月十日付け道路利用調整室長通達)

○ 有線テレビジョン放送施設・有線業務利用放送施設

「有線テレビジョン放送施設・有線業務利用放送施設」(平成八年六月二十八日付け道路局長通達)

○ 熱供給導管

「熱供給導管の道路占有の取扱いについて」(平成八年六月二十八日付け路政課長通達)

○ 大口ガス事業に基づく大口ガス管

「ガス事業法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」(平成七年五月二十二日付け路政課道路利用調整室課長補佐・国道課課長補佐事務連絡)

○ 卸供給事業の用に供する施設

「電気事業法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」(平成八年十月十八日付け路政課道路利用調整室課長補佐・国道課課長補佐事務連絡)

渡邊課長

そうだね。これらの事業についてはある程度の公益性を有しているとみて、義務占有物件に準じて、原則として占有許可を与えることになっているんだ。ところで、義務占有物件とその他の占有物件とは、なぜ取扱いが違うか分かったかい。

大野係員

そ、それは・・・。

渡邊課長

じゃあ、坂上さん。

坂上係員

あんまりうまくは言えないんですが、これら

の物件はライフラインとして、私たちの生活にとつてなくてはならない重要なものである。ので、そうしたものを一般の占有物件と同じ規定とすることは、適当ではないところでしょうか？

渡邊課長

まあ、一言で言うとそんなところかな。もう少し言うくと、義務占有物件は、極めて高い公益性を有していて、かつ、道路の地下を最も多く占有することが想定されること、それから、いろいろな公益事業特権が認められているなどの事情を踏まえて、電気事業、ガス事業、水道事業等の公益事業に係る物件を義務占有物件の対象としているってことになるね。大野君、わかったかい？

大野係員

まあ、何となくですが・・・。

渡邊課長

それぞれの事業の性質までは道路法に書いてあるわけじゃないから、これらの事業法をじっくり読んでみるといい。私の六法を貸そう。(大野係員の机の上に六法全書をドサツと置く。)

大野係員

えー！ これからですか。(がつくりと肩を落とす。)

(この項終わり)